

「信金 de サポート」・住宅ローン

(長崎県保険医協会 会員専用商品)

令和2年4月1日現在

商 品 名	信金 de サポート・住宅ローン
ご利用いただける方	<p>当金庫が適当と判断し、当金庫の営業区域内に居住する方または勤労に従事する方で次の条件を全て満たされる方。</p> <p>(1)長崎県保険医協会の会員の方</p> <p>(2)満20歳以上満70歳未満、最終返済時の年齢が満80歳以下の方。</p> <p>(3)医療機関にお勤めの場合は勤続年数1年以上の方。ただし、法人役員の方は勤続年数3年以上、個人事業者の場合は営業年数3年以上の方となります。</p> <p>(4)借換えの場合は返済実績が1年以上あり直近1年間に延滞が無い方</p> <p>(5)団体信用生命保険に加入できる方</p> <p>(6)保証会社(しんきん保証基金、全国保証)の保証が得られる方</p>
お 使 い み ち	<p>(1)申込本人が所有し、かつ申込本人またはその家族が居住することを目的とした不動産の購入、新築、建替え、増改築、リフォームにかかる資金。</p> <p>(2)申込本人が所有し、かつ申込本人またはその家族が居住することを目的とした住宅ローン等の借換え資金。</p> <p>(3)その他諸費用(登記費用、保証料、火災保険料など)</p>
ご 融 資 金 額	1億円以内(しんきん保証基金付の場合は8,000万円以内)
ご 利 用 期 間	最長35年
金 利 の 種 類	<p>(1)変動金利 ご契約時の当金庫所定の利率を 年2回見直します。</p> <p>(2)3年固定 " 3年毎に見直します。</p> <p>(3)5年固定 " 5年毎に見直します。</p> <p>(4)10年固定 " 10年毎に見直します。</p>
ご 返 済 方 法	<p>契約時に指定した返済用口座より毎月元利均等返済及びボーナス併用返済 ただし、ボーナス返済元金はご融資金額の50%以内です)</p> <p>※詳細は保証会社の要綱・要領および当金庫制度融資要綱の定めるところによります。</p>
所 得 合 算	<p>一定の要件を満たす場合には1名に限り主債務者の年収に合算することができます。</p> <p>詳細は保証会社の要綱・要領及び当金庫制度融資要綱の定めるところによります。</p>
担 保	<p>ご融資対象となる土地・建物に抵当権「第1順位」を設定させていただきます。</p> <p>詳細は保証会社の要綱・要領及び当金庫制度融資要綱の定めるところによります。</p>

保 証 人	(一社)しんきん保証基金または全国保証(株)の保証がつきますので原則として必要ございませんが、担保提供者または所得合算者の方は連帯保証人とさせていただきます。
必 要 書 類	(1) 本人確認書類 (2) 年収確認書類 (3) 資金使途確認書類 (4) 医師免許、歯科医師免許証の写し (5) その他審査に必要な書類
手 数 料 ・ 保 証 料	(1) 当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。 (2) (一社)しんきん保証基金または全国保証(株)へ所定の保証料をお支払いいただきます。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
そ の 他	(1) お申し込み際には事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (2) ご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問合せください。